

第10章 開発登録簿

(法第46条、第47条)

知事は開発許可を行ったときは開発登録簿（調書及び土地利用計画図）を作成し、公衆の閲覧に供することとなります。また、請求があった場合は開発登録簿の写しを交付することになります。

なお、平成18年の都市計画法の改正に伴い、国、都道府県等が行う開発行為で、協議が成立したものについても、開発登録簿を作成することになりました。

1 開発登録簿の閲覧

① 閲覧時間

- ・月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）
- ・午前9時30分から午後4時00分まで
（正午から午後1時までを除く。）

② 閲覧場所

- 本庁許可分 : 建築課
- 広域本部許可分 : 各広域本部土木部

2 開発登録簿の写しの交付

希望される方は県規則に定める申請書を提出してください。

3 申請手数料

開発登録簿は、令第36条の規定により、開発登録簿調書と土地利用計画図をもって組成されており、1通（開発登録簿調書の写し1枚）につき470円です。この開発登録簿調書と土地利用計画図は別扱いになりますので、2つとも請求ということになりますと合わせて940円となります。（265ページを参照）